住宅ローンをご検討されているお客様へ

住宅金融支援機構提携 長期固定金利の住宅ローン

ヤマダフラット35

令和 2 年 6 月 適用金利のお知らせ

【ヤマダフラット35】

融資率(※1)90%以下及び借換の場合(フラット35PLUSと併用で100%までご融資可能※2)

ご融資金利(全期間固定金利)							融資事務手数料(税抜)※3
団信種別等	20年以下			21年以上35年以下			ご融資金額×
新団信(一般)	年	1.22	%	年	1.29	%	
新団信(夫婦連生)	年	1.40	%	年	1.47	%	1.10 %
新団信(3大疾病)	年	1.46	%	年	1.53	%	1.10 %
不加入	年	1.02	%	年	1.09	%	

【フラット35S】

【ヤマダフラット35】をお申込みのお客様が、省エネルギー性・耐震性等、質の高い住宅を取得する場合に 【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

金利引き下げプラン	金利引き下げ期間	金利引き下げ幅
Aプラン	当初10年間	年▲0.25%
Bプラン	当初5年間	「 年 ▲ U.23 % 0

【ヤマダフラットPLUS】

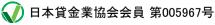
フラット35のご利用が建設費・購入価額に対して90%となる場合にフラット35と併せてご利用いただくことで 残りの10%以内がご融資可能となる住宅ローン

ご融資金利(固定)	融資事務手数料 _{(税抜)※3} ご融資資金額×
年 2.80 %	2.00 %

- ※1 融資率とは建設費・購入価額に対して、フラット35のお借入額の占める割合をいいます。
- ※2 合算上限金額は、8000万円となります。 ※3 融資実行日時点での消費税率が適用されますので、ご注意ください。

Y∧M∧D∧ ファイナンスサービス

株式会社ヤマダファイナンスサービス 〒370-0841 群馬県高崎市栄町1番1号 TEL:027-345-8822(9:00-18:00 1/1休み) 貸金業者登録 関東財務局長(1)第01513号



返済等のご相談は日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター TEL:0570-051-051(受付時間9:00~17:30 休:土、日、祝日、年末年始)

ホームページ https://yamada-finance.co.jp

					ヤ マ ダ フ ラ ッ ト 3 5 商 品 概 要
ຳ	利用	頂	rt &	3 :	●お申し込み時の年齢が70歳未満の方 ●安定した収入がある方 ●日本国籍の方、もしくは永住許可等を受けている外国人の方 ●この住宅ローンとその他のお借入金(申込中のお借入金を含む)を合計したすべてのお借入金の年間返済額の年収に占める割合が、右記の基準を満たしている方
お	使	い	み		あ申込ご本人またはご親族がお住まいになるための住宅の建設、購入、またはその借換えの資金。セカンドハウスのお申込みについては、お問合せください。
ľJ	融	資	金		顔 ●100万円以上8,000万円以下 ●建設費または購入価格の90%以内(10%はヤマダフラットPLUSのお申込みも可能です。)
ر۱	融	資	期		次のいずれか短い期間 ●15年以上35年以内(1年単位)(ただし、お申込みご本人の年齢が60歳以上の場合、10年以上となります。) ●完済時の年齢が80歳となるまでの年数 ●支払回数:180回~420回
ú	鬲虫	資	金		【全期間固定金利】 ●お借入金利は、お申込時の金利ではなく、資金お受け取り時の金利が適用されますのでご注意ください。 (参考)平成29年4月 ●融資率90%以内の場合 期間21年以上35年以内:実質年率1.120%~1.670% 期間20年以下 :実質年率1.010%~1.560% ●現在の金利は、当社ホームページをご覧ください。 https://yamada-finance.co.jp
延	滞	損	害		盘 年率14.500%
ຳມ	返	済	方		●元利均等返済毎月払い、又は元金均等返済毎月払い ●6カ月毎のポーナス払いも併用できます。(但し、ご融資金額の40%以内) ●ご返済金の口座振替日は毎月5日で、約定日く毎月14日)に住宅金融支援機構に返済されます。 ★ ●繰上返済は、100万円以上から可能です。繰上返済される場合、当社に対し1ヵ月以上前に事前の申し込みが必要となります。また、繰上返済日は、毎月のご返済金の口座振替日となります。なお、住宅金融支援機構の「住・My Note」(す・まい の一と)の会員の場合、繰上返済は、10万円以上から可能となりますので、便利です。
担					呆 ご融資対象となる住宅及びその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。
連	帯	保	証		人必要ありません。
寸	体 信	用生	- 命)
火	災		保		食「ヤマダフラット35」の借入期間中は、ご融資対象となる住宅に対し、火災保険に加入することが条件となります。
事	務	手	数		料融資金額×1.1%+消費稅
収	入	印	紙		弋」金銭消費貸借契約書に貼付する収入印紙代は、お客様のご負担となります。
保		証			科 必要ありません。
繰	上 返	済	手 数	数	料 必要ありません。
融	資	実	行		●当社及び住宅金融支援機構の手続・審査終了後になります。 日 ●融資実行可能日は、原則として毎月第1、第2営業日及び14日を除く銀行営業日となります。 具体的には、当社ホームページをご覧ください。

					ヤ マ ダ フ ラ ッ ト P L U S 商 品 概 要
ű	利 用	頂	Ιナ	る	●ヤマダフラット35をお申し込みいただいた方で、住宅金融支援機構の買取仮承認を取得された方●住宅金融支援機構の住宅融資保険のご利用が可能な方
お	使	l	み		ご本人が所有し、ご本人またはご親族が居住することを目的とした ●新築住宅の建設・購入資金 ●中古住宅の購入資金 ●セカンドハウスの建設・購入資金 <対象外となる案件> ●住宅のリフォームなど・住宅金融支援機構融資または機構財形住宅融資との併用・保留地・無担保(土地および建物に抵当権設定ができない案件)
Ů	融	資	金		●住宅の建設費(土地取得費がある場合にはその費用を含む)または住宅購入価格の10%以内 ●10万円以上800万円以内(1万円単位) 頭 ●併せて融資するフラット35の融資金額との合計が8,000万円以内となる金額 ●併せて融資するフラット35の融資金額との合計が住宅の建設費または購入価格の100%以内 ※フラット35の融資金額が90%未満の場合はご利用いただけません
رژ	融	資	期		●10年以上 35年以内かつ最終返済時年齢満80歳未満となる年数(1年単位) ●支払回数 120回~420回
ご	融	資	金		実行時の長期プライムレート(みずほ銀行)+2.0%(年率) お申し込みの受付時ではなく、資金のお受け取り時の金利が適用されます ※(参考)平成29年4月:年2.950%(実質年率:3.531%)
延	滞	損	害		金 年率14.500%
ű	返	済	方		●元利均等返済毎月払い ★ ●6カ月毎のボーナス払いも併用できます。(但し、ご融資金額の40%以内) ●返済日は毎月5日になります。 ●繰上返済は、30万円以上から可能です。繰上返済される場合、当社に対し1ヵ月以上前に事前の申し込みが必要となります。また、繰上返済日は、毎月のご返済日となります。
担					R ご融資対象となる住宅及びその敷地に、当社を抵当権者とする第2順位の抵当権を設定していただきます。
連	帯	保	証		人 必要ありません。
団	体信力	用生	命	保	剣原則として団体信用生命保険にご加入いただきます。
火	災		保		食「ヤマダフラットPLUS」の借入期間中は、ご融資対象となる住宅に対し、火災保険に加入することが条件となります。
事	務	手	数		科 融資金額×2.0%+消費稅
収	入	印	紙		七 金銭消費貸借契約書に貼付する収入印紙代は、お客様のご負担となります。
保		証			対 必要ありません。
繰	上 返	済	手	数	母 30,000円+消費税